

十日町市空家等の適切な管理の推進に関する協定書

十日町市（以下「甲」という。）と公益社団法人十日町地域シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、所有者等による空家等の適切な管理の促進に向け、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与すること並びに高年齢者の地域社会での活動・貢献の場を広げることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- （1）甲は、市内にある空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合で、当該業務が乙で行うことが相当であると判断したときは、乙に紹介する。
- （2）甲は、市のホームページその他の方法により、乙の業務の広報に努める。
- （3）空家等及び所有者等の情報を乙へ提供する。（承諾を得た場合に限る。）

（乙が行う業務）

第4条 乙は、甲から紹介を受けた業務が乙の責任で行うことが相当であると判断したときは、空家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

- （1）状態目視確認（建物等の破損、庭木の点検等）
- （2）除草、清掃
- （3）庭木の剪定（高木を除く）
- （4）その他所有者等の要望により乙が受託できる作業
- （5）乙の判断によって、必要な場合は空家等及び所有者等の情報を甲へ提供する。（承諾を得た場合に限る。）

(乙が行う業務に関する責任)

第5条 乙は、第3条第1号に規定する紹介により乙が行う業務に関して問題が生じた場合は、甲に連絡を行い、甲乙は直ちにこれらの解決のために対応するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、業務上知り得た情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲及び乙から別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 十日町市

代表者

十日町市長 関 口 芳 史

乙 十日町市本町2丁目226番地1

公益社団法人 十日町地域シルバー人材センター

理事長 根 津 正 昭